

公益財団法人介護労働安定センター広島支部  
喀痰吸引等研修（第二号研修）募集要項

1. 目的

厚生労働省喀痰吸引等研修実施要綱に基づき、公益財団法人介護労働安定センター広島支部が喀痰吸引等研修を実施し介護職員等に喀痰吸引等の知識・技術を習得させることを目的とします。

2. 研修機関の名称及び所在地

名 称 公益財団法人介護労働安定センター広島支部

所在地 〒730-0013 広島市中区八丁堀7-2 JDS八丁堀ビル6階

連絡先 TEL:082-222-3063 FAX:082-222-3703

3. 研修課程

(1) 第二号研修 不特定多数を対象とする課程で、履修する医行為は以下のいずれか、もしくは以下の範囲内における任意による組合せによるものとする。

① たんの吸引（口腔内）

※ 咽頭の手前までを限度とする。

※ 人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引の演習及び実地研修を含まない。

② たんの吸引（鼻腔内）

※ 咽頭の手前までを限度とする。

※ 人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引の演習及び実地研修を含まない。

③ たんの吸引（気管カニューレ内）

※ 人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引の演習及び実地研修を含まない。

④ 経管栄養（胃ろうまたは腸ろう）

状態確認は、看護職員が行う。

※ 半固形栄養剤を含むこと。

⑤ 経管栄養（経鼻経管栄養）

経管栄養チューブの挿入状態の確認は、看護職員が行う。

(2) 特定行為の追加コース

過去に喀痰吸引等研修（第二号研修）を修了している者で、修了していない特定の行為について追加で修了を希望する者。

(3) 科目免除コース

- ・「社会福祉士及び介護福祉士法」昭和62年法律第30号。第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者。
- ・過去に喀痰吸引等研修の基本研修（講義・演習）を修了したが、行為が必要な利用者がいない等の理由で実地研修を行えなかった方で、（特定の行為の）実地研修修了を希望する者。

#### 4. 研修期間及びカリキュラム [カリキュラム別紙1, 別紙2] とおり

##### (1) 基本研修

①講義 令和7年6月26日から令和7年8月21日までの9日間

【Web配信型講習】6日間(38時間)、【対面型講習】3日間(12時間+筆記試験)

中央法規出版(株)発行『最新介護福祉士養成講座15 医療的ケア』使用

②演習 令和7年8月27日から令和7年9月3日までの内2日間(2グループで実施)

【対面型講習】2日間(各行為指定回数以上)

会場(予定): 桜が丘保養園 セミナールーム

東広島市西条町寺家5976

##### (2) 実地研修 (実施 各行為指定回数以上)

実地研修場所: 一定の要件を満たした実地研修機関

原則、受講者自らが所属する法人の施設等

基本研修(演習)の評価判定に合格後、原則として各勤務先施設等で実地研修を実施します。

- ・実地研修先においては、(様式4-2号)「実地研修施設の基準」に記載される要件を満たす必要があります。勤務する事業所において、実地研修に先立ち実地研修の実施のための体制整備を行ってください。
- ・指導にあたる指導看護師は、「喀痰吸引等研修事業実施のための指導者養成講習」もしくは「医療的ケア教員講習会」等を修了している必要があります。

#### 5. 募集期間

令和7年4月15日(火)から開講日前日 ※定員になり次第受付終了

#### 6. 募集定員 30名 (最少開催人数 15名以上)

#### 7. 受講資格

- ①広島県内の介護サービス事業所及び施設に就業している介護職員(資格は問わない)で全課程出席可能であること。受講者は、受信環境(インターネット環境、OSはWindows10、PC<マイク、カメラ付き>)を整えていただく必要があります。
- ②原則、現在勤務する事業所の利用者に上記医行為を行う対象者がいること。
- ③原則、事業所に指導看護師がおり、実地研修に際し受講者の指導を行うことができること。
- ④原則、事業所が特定事業者として登録申請している又は登録申請を行う予定であること。

#### 8. 申込みに必要な書類(当センター、ホームページよりダウンロードが可能です)

全ての受講希望者は、以下の書類が必要です。

##### ① [様式1号] 受講推薦書兼申込書

※科目免除コース(14. 受講科目免除の取り扱い)の方は別途、

[様式3-1号] 一部履修免除申請書] 及び研修修了証等の写し等をご提出ください。

②〔様式2号〕実地研修指導看護師調書及び承諾書

※当センターで初めて指導看護師の登録をされる方は以下の書類もご提出ください。

- ・看護師免許証の写し
- ・指導者養成講習修了証書又は医療的ケア教員講習会修了証書の写し

(注) 現在勤務する事業所に指導看護師が不在の場合は、別途ご相談ください。  
当センターが実施する「医療的ケア教員養成講習」のご案内をします。

9. 申込方法

- ・申し込み先

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀7-2 JDS八丁堀ビル6階

TEL : 082-222-3063 FAX : 082-222-3703 Mail : hirosshima@kaigo-center.or.jp

10. 受講料等

(1) 受講料等

①第二号研修	96,000円 (税込)
②科目免除コース	47,000円 (税込)
③特定行為の追加コース	7,000円 (税込)

(2) 徴収方法及び返還に関する規定

- ①受講料等は後日送付する「請求書兼払込票」により、所定の期日までに振り込むものとします。
- ②受講料等の支払いを受けた場合の領収は振込票が領収となります。
- ③一旦納付された受講料は、開講決定日（講習開始日から起算して14日前（当該日が土・日・祝日の場合は、それ以前の営業日））以降は、原則返還しません。
- ④応募者が定員に満たない等、当センターの事由にて研修を中止する場合は、納付された受講料等は全額返還します。

11. 損害賠償保険について

実地研修における事故などに関する損害賠償については、当センターが損害賠償保険に加入しますので、別途加入の必要はありません。

12. 講習実施の中止

応募者が定員に満たない等の理由（最少開催人数15名）により、研修を中止することがあります。

13. 遅刻・早退・欠席等による補講の取扱い 要 確 認

- ・講義・演習に関し、遅刻・早退・欠席があった場合には、当該科目の修了は認めません。但し、当センターがやむを得ない事由と判断した場合は、補講を受講していただきます。
- ・補講にかかる受講料は、遅刻、早退、欠席者の補講料は1時間あたり7,000円(税込)とします。
- ・筆記試験不合格者の補講については、1時間7,000円(税込)とします。再筆記試験料は10,000円とします。
- ・演習に係る補講については、各特定行為に合格できなかった場合に実施し、補講料は1時間あたり7,000円(税込)とします。

#### 1 4. 受講科目免除の取り扱い

##### 科目免除コース

- ・「実務者研修（医療的ケア）修了者及び介護福祉士新カリキュラムの修了者」は、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」（平成23年11月11日社援発1111 第1号社会・援護局長通知）2の（4）に基づく免除となります。ただし、当センターの規定により手技等の統一を図るため、基本研修の実施手順解説（講義2日間）と演習の受講を要するものとする。

#### 1 5. 修了証明書

研修の全課程を修了した受講者に対し、修了証明書を交付します。

なお、修了証明書の発行は、修了日から概ね2週間を要します。

#### 1 6. 個人情報の取扱い

##### （1）基本的事項

個人情報の保護の重要性を認識し、研修の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行います。

##### （2）目的外利用・提供の禁止

提供していただいた個人情報について、当センターのプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、当該研修に係る選考結果通知、受講手続き、研修の実施と運用及び当センターの事業活動に関する情報提供のみに使用し、ご本人の承諾なしに研修の実施に際して知り得た個人情報を目的以外のために利用及び第三者に提供しません。

##### （3）複写・複製の禁止

受講者の承諾がある場合を除き、本受講者から研修のために渡された個人情報が記載された資料等を複写、又は複製しません。

##### （4）秘密の保持

研修に携わる者は、研修実施に際して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならないものとし、また、業務を廃止した後、又はその業務に従事しなくなった場合においても、同様の取扱いとします。

また、受講生については患者・患児及び家族について知り得た身体的な情報や個人を特定する情報について、秘密を保持することの必要性や倫理的対応について受講を通じて十分に説明し、受講生から守秘義務に関する誓約書の提出を受けることとします。